



杉並区

狭あい道路の拡幅整備のため

27. 1. 19  
杉並区広報課

## 沿道でのアンケート調査を実施します！

明日 20 日（火曜日）より、狭あい道路沿道の土地所有者を対象に、アンケート調査を実施します。アンケートは、杉並区狭あい道路拡幅整備に関する審議会の検討資料とします。

---

現在の区の狭あい道路拡幅整備条例では、建物や塀が後退していても道路が広がっていない所や後退部分に花壇を設置するなど道路としての空間が確保されていない状況に対して、拡幅指導等の強制力がありません。災害に強いまちづくりが急務となる中、後退部分を L 形側溝の移設や舗装などにより道路状に整備することを前提とした条例の見直しは喫緊の課題です。そのため、平成 26 年 7 月 10 日、専門委員 5 名による「杉並区狭あい道路拡幅整備に関する審議会」を設置し、慎重な議論を重ねてきました。

この審議会では、狭あい道路拡幅を一定の強制力を持って実施することについては、「震災時における避難路の確保」及び「火災時における被害の軽減」といった意義を認め、建築基準法関係規定として制定せず、自主条例等として整備することを中間のまとめで報告しています。

しかし、拡幅整備の対象となる土地の所有者などに対して、後退しない理由や地域実情などについて、アンケート調査を実施し、公益と私有財産との関係について、引き続き審議会で議論することが提案されていました。そこで、明日より区職員が狭あい道路沿道の土地所有者を訪問調査し、その結果を集約し、2 月 6 日午前 10 時開催の審議会に報告する予定となっています。

### 【アンケート調査の概要】

- ・ 目的 狭あい道路に関する審議会の資料とするため
- ・ 期間 平成 27 年 1 月 20 日～1 月 30 日
- ・ 対象 狭あい道路が多い高円寺・阿佐谷地区など 20 路線（延長約 1.5km）に面した土地所有者約 330 名
- ・ 方法 区職員が訪問し聞き取り調査（不在の場合は郵送回答）

---

【問い合わせ先】 都市整備部狭あい道路担当：03-3312-2111 内線 3471